

石川県公報

平成 23 年 7 月 29 日 (金曜日)

号 外

(第 57 号)

目 次

訓 令
石川県文書例式の一部改正

(総務課) 1

訓 令

石川県訓令第 8 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書例式 (平成14年石川県訓令第 8 号) の一部を次のように改正する。

平成23年 7月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第 1 中

第 4 使用料 使用料は、年額 円とし、別に発行する納入通知書により 年 月 日までに納付しなければならない。	を
第 5 使用料の改定 知事は、使用物件の価格に変動があったとき、知事が使用物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な事由があると認めるときは、使用料の改定をすることができる。	
第 6 経費の負担	
第 4 経費の負担	に、
第 7 使用上の制限	を
第 5 使用上の制限	に、
第 8 転貸等の禁止	を
第 6 転貸等の禁止	に、
第 9 使用許可の取消し又は変更	を
第 7 使用許可の取消し又は変更	に、
第10 原状回復	を
第 8 原状回復	に、

第11 損害賠償

1 使用者は、その責めに帰する事由により使用物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として県に支払わなければならない。ただし、第10の規定により使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

を

第9 損害賠償

1 使用者は、その責めに帰する事由により使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として県に支払わなければならない。ただし、第8の規定により使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

に、

第12 有益費等の請求権の放棄

使用許可の取消しが行われた場合において使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費の償還を請求できない。

第13 実地調査

知事は、使用物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用について指示することができる。

を

第14 疑義の決定

この許可に関し、疑義のあるとき、その他物件の使用について疑義を生じたときは、知事の決定するところによる。

第10 有益費等の請求権の放棄

使用許可の取消しが行われた場合において使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費の償還を請求できない。

第11 第三者に対する損害賠償

使用物件の使用により第三者に与えた損害の賠償については、使用者が自らの責任において一切を解決しなければならない。

第12 実地調査

知事は、使用物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用について指示することができる。

に改

第13 疑義の決定

この許可に関し、疑義のあるとき、その他物件の使用について疑義を生じたときは、知事の決定するところによる。

なお、使用料は、年額 円とし、別に発行する納入通知書により 年 月 日までに納付しなければならないものとする。また、知事は、使用物件の価格に変動があったとき、知事が使用物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な事由があると認めるときは、使用料の改定をすることができる。

める。

別表第2 契約文例2 中

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

を

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したとき。

(3) 乙が法人である場合において、乙の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員であることが判明したとき。

(4) 前2号に定めるもののほか、本契約が石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することが判明したとき。

2 乙は、前項第2号から第4号までの規定により本契約を解除されたときは、金 円を違約金として、甲に支払わなければならない。

に改

め、同表契約文例3中

2 前項の契約保証金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

を

2 前項の契約保証金は、第27条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

に、

第6条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙を添付した登記嘱託請求書及び第16条第1項に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。

を

第6条 乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙を添付した登記嘱託請求書及び第17条第1項に定める買戻しの特約の登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。

に、

第11条 乙は、売買物件を売払申請書に記載した用途及び利用計画（甲が第17条第2項の規定によりその変更を承認したときは、変更後の用途及び利用計画をいう。）に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。

を

第11条 乙は、売買物件を売払申請書に記載した用途及び利用計画（甲が第18条第2項の規定によりその変更を承認したときは、変更後の用途及び利用計画をいう。）に定めるとおりの用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。

に、

第14条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし、又は売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

を

第14条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をし、又は売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。

(禁止用途)

第15条 乙は、売買物件を、本契約締結の日から5年間、石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれらに類するものの用に供し、又は供させてはならない。

に、

第15条 甲は、乙が本契約締結の日から指定期間満了の日までに、甲の承認を得ないで次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

- (1) 第12条に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さないとき。
- (2) 第13条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき、又は第11条及び第13条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 前条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

を

第16条 甲は、乙が本契約締結の日から指定期間満了の日までに、甲の承認を得ないで次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

- (1) 第12条に定める義務に違反して指定期日までに指定用途に供さないとき。
- (2) 第13条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき、又は第11条及び第13条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 第14条に定める義務に違反して権利の設定又は所有権の移転をしたとき。

に、

第16条 乙は、甲が前条の規定による買戻権並びに第21条第1項及び第2項に定める事項を登記することに同意するものとする。

2 甲は、指定期間が経過したとき、又は第25条の規定により乙が特別違約金を納付したときは、乙の請求により買戻権の登記の抹消登記を囑託するものとする。

(用途指定の変更、解除等)

を

第17条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない理由により第11条から第14条までに定める指定用途等（以下「用途指定」という。）の変更若しくは解除又は第15条に定める買戻しの特約の解除をする必要がある場合は、詳細な理由を付した書面により甲に申請するものとする。

第17条 乙は、甲が前条の規定による買戻権並びに第22条第1項及び第2項に定める事項を登記することに同意するものとする。

2 甲は、指定期間が経過したとき、又は第26条の規定により乙が特別違約金を納付したときは、乙の請求により買戻権の登記の抹消登記を囑託するものとする。

(用途指定の変更、解除等)

に、

第18条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない理由により第11条から第14条までに定める指定用途等（以下「用途指定」という。）の変更若しくは解除又は第16条に定める買戻しの特約の解除をする必要がある場合は、詳細な理由を付した書面により甲に申請するものとする。

第18条 乙は、第12条に定めるところにより売買物件を指定用途に供したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

を

第19条 甲は、乙の第11条から第14条までに定める用途指定の義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

第19条 乙は、第12条に定めるところにより売買物件を指定用途に供したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

に、

第20条 甲は、乙の第11条から第14条までに定める用途指定の義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

第20条 乙は、第11条から第14条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次に定めるところにより、甲に対し違約金を支払わなければならない。ただし、次項に該当する場合を除くものとする。

を

第21条 乙は、第11条から第14条までに定める用途指定の義務に違反したときは、次に定めるところにより、甲に対し違約金を支払わなければならない。ただし、次項に該当する場合を除くものとする。

に、

2 乙は、第11条から第14条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定の義務を履行し難い特別の理由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第15条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、金 円の違約金を甲に支払わなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前条第3項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金 円の違約金を甲に支払わなければならない。

を

4 前3項の違約金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
(買戻権の行使)

第21条 甲は、第15条第1項に定める買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還しなければならない。ただし、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

2 乙は、第11条から第14条までに定める用途指定の義務に違反した場合において、甲が用途指定の義務を履行し難い特別の理由があると認めて用途指定の変更若しくは解除又は第16条に定める買戻しの特約の解除を認めるときは、金 円の違約金を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第15条に定める義務に違反したときは、金 円の違約金を甲に支払わなければならない。

4 乙は、正当な理由なく前条第3項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金 円の違約金を甲に支払わなければならない。

に、

5 前各項の違約金は、第27条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
(買戻権の行使)

第22条 甲は、第16条第1項に定める買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還しなければならない。ただし、当該売買代金には、利息を付さないものとする。

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
(返還金等)

第23条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には、利息を付さないものとする。

を

第23条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。ただし、乙が第15条に定める義務を履行しないときは、催告をすることを要しないものとする。
(返還金等)

に、

第24条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には、利息を付さないものとする。

第24条 乙は、甲が第15条第1項の規定により買戻権を行使したとき、又は第22条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

を

第25条 乙は、甲が第16条第1項の規定により買戻権を行使したとき、又は第23条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

に、

第25条 甲は、第15条第1項の規定により買戻権を行使することができる場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第11条から第14条までに定める用途指定及び第15条に定める買戻しの特約を解除するものとする。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額
- (2) 売買物件の用途指定違反時の時価の3割に相当する額
- (3) 売買物件の契約時の時価の3割に相当する額から第20条第1項に定める違約金を控除した額
(損害賠償)

第26条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第27条 甲は、第21条第1項又は第23条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第20条に定める違約金又は第24条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第28条 本契約の締結及び履行並びに買戻権の抹消登記等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第29条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

を

第26条 甲は、第16条第1項の規定により買戻権を行使することができる場合には、甲の選択により、買戻権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第11条から第14条までに定める用途指定及び第16条に定める買戻しの特約を解除するものとする。

2 前項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額
- (2) 売買物件の用途指定違反時の時価の3割に相当する額
- (3) 売買物件の契約時の時価の3割に相当する額から第21条第1項に定める違約金を控除した額
(損害賠償)

第27条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第28条 甲は、第22条第1項又は第24条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第21条に定める違約金又は第25条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第29条 本契約の締結及び履行並びに買戻権の抹消登記等に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第30条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

に改

め、同表契約文例4中

2 前項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

を

2 前項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

に、

(危険負担)

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲の責めに帰すことができない理由により滅失し、又はき損したときは、その滅失又はき損は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第14条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

を

(禁止用途)

第9条 乙は、売買物件を、本契約締結の日から5年間、石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれらに類するものの用に供し、又は供させてはならない。

(危険負担)

第10条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が甲の責めに帰すことができない理由により滅失し、又は毀損したときは、その滅失又は毀損は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年8月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び次項の規定は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に新たに行う行政財産の使用許可について適用し、同日前に行った行政財産の使用許可については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第2の規定は、この訓令の施行の日以後に新たに締結する不動産又は動産の売買契約について適用し、同日前に締結した不動産又は動産の売買契約については、なお従前の例による。

